

# 敬天千里眼情報

## 知性も理性も感じられない地方議員の体たらく 水戸市議会議員・松本勝久先生のご都合主義 ⑩

昨日10月15日読売新聞朝刊（地方版）は、今年6月に水戸市の農業委員らが逮捕された農地の違法転用に絡む贈収賄事件で、違法転用された農地について、「同市農業委員会の農地部会は14日、転用許可の取り消し処分を断念する方針を了承した」と報じた。

この事件は、市内の女性（90）が所有する二つの農地約4700㎡を住宅として分譲する目的であるにも拘らず、農地を資材置き場にすると虚偽の申請を農業委員会に行い、不正に農地転用の許可を受けたとして不動産業者と土建屋の他、便宜を図る見返りに現金300万円を受けとったとして12期36年のベテラン農業委員・本田幸雄（79）ら計6人が逮捕された事件である。

本田は農業委員の中でもボスの存在で、農地の転用を認めるかどうかを審議する農地部会の前に「今回は自分の関わっている土地を出すからお願いします」という根回しの電話を他の委員にしていたそうだ。また、根回しは他の委員もやっていることで、審議はほとんど無いに等しい状態であったという。

この虚偽の農地転用申請について審議された平成24年11月の農地部会では、委員の一人が「最初から転売するという目的でやっているのではないかと虚偽申請の可能性を指摘していた。しかし賛成多数で許可されてしまったそうである。

この時、許可に賛成した農業委員会の笹沼恭一会長は、地元新聞の取材に対し「申請には疑問を感じなかった」と釈明していた。

また、農業委員の間で農地転用の審査において根回しが横行していたことについて「まったくわからない」と否定。

委員に逮捕者が出たことに対しては「道義的責任を感じる」と語っていた。

その農業委員会が、事件の舞台となった違法転用された農地に対して、このほど出した見解は「転用許可の取り消し処分を断念する方針」だ。

何のためにある農地法？ 何のためにいる農業委員？

農業委員とは特別職の地方公務員で、農業委員会で農地の転用許可申請の審議などを担っている。そして、農地法の適正な運用を促す立場にある筈だ。

処分を断念するという事は、やっちゃったものは仕方がない、後の祭りだということか？

というより水戸市の場合は、松カツ親分や笹沼会長の農地無許可転用を不問にした事例がある通り、どいつもこいつも同じ穴のムジナで、逮捕された本田は農業委員30年以上の経歴だというから、皆のネタをシッカリ握っているし、報復の暴露を恐れて互いに誰も事件を追及出来ないというのが本音ではないか？つづく。

水戸の贈収賄  
農業委員会 原状回復が困難  
違法転用取り消し断念へ

水戸市議会議員の贈収賄事件で、農地転用許可を違法に取得した農地について、農業委員会が原状回復を断念する方針を明らかにした。この決定は、関係者から大きな反響を呼んでいる。農地転用許可の取り消しは、農地法に基づいて行われるべきだが、今回のようなケースでは、農地を元の状態に戻すことが困難であると判断された。関係者は、この決定に納得できず、農地法の適正な運用を求め続けている。また、この事件は、地方自治体の行政運営に対する信頼を揺るがしている。関係者は、農地法の厳格な執行を求め、違法行為の撲滅を訴えている。

敬天新聞社は、世の中に蔓延る不条理を糾します。

<http://www.keiten.net>